

平成31年度事業計画

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

当センターは、高知県公安委員会指定の犯罪被害者等の支援を行う民間団体であり、電話相談・面接相談等の相談事業を中心に被害者等への支援活動を行うとともに、社会全体で被害者等を支え、被害者支援意識の高揚を図るため、被害者支援講演会や街頭キャンペーン、教育関係機関等への積極的な広報・啓発活動を行い、被害者等の権利利益の保護並びに被害者の早期回復及び軽減に資するための事業を推進する。

1 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業

一般被害者相談電話及び性暴力被害者専用電話を設置、独立した面接相談室において、事務局職員（犯罪被害相談員）・支援員等により、被害者等からの電話相談・面接相談を受理し、被害者等のニーズに即した具体的な支援を実施することにより被害者等の負担の軽減を図る。

◎ 一般犯罪被害者等への相談・支援事業

一般被害者相談電話（ナヤマナ） 088-854-7867

相談受付時間 月曜日～金曜日（平日）10:00～16:00

全国共通ナビダイヤル（ナヤミハココヨ） 0570-783-554

◎ 性暴力被害者専用相談電話（コーラルコール） 080-9833-3500

フリーダイヤル 0120-835350 2019年4月1日 開設

相談受付時間 月曜日～土曜日 10:00～16:00（12/29～1/3、祝日除く）

・性暴力被害者に対する電話・面接相談、直接支援（病院・警察・検察庁等への同行及び、経済的負担を軽減するため性犯罪・性暴力被害者支援交付金の医療費助成制度（県補助金）の活用を図る。

◎ 出張無料法律相談会（高知県・法テラス高知と連携）

東部地区（安芸市）、西部地区（四万十市）出張相談 隔月1回（12回／年）

2 物品の供与又は貸与、各種付添活動を含む役務の提供等の方法による被害者等に対する直接的支援事業

- (1) 被害者等の精神的不安の軽減を図るために、被害者等の要望に応じて警察署・病院・検察庁・裁判所等への付添い、生活支援等の直接的支援を行う。
- (2) 被害者等の経済的負担を軽減するため、衣類の供与又は貸与を行う。また、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの「被害者緊急支援金」の活用を図る。

3 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業

- (1) 被害者等の経済的負担の軽減を図るため、県警の「犯罪被害者等給付金」の支給対象事案の相談に対して必要な助言を与えるなど、申請の補助を行う。

4 精神的被害に対するカウンセリング及び医療的処置を支援する事業

- (1) メンタルケアを必要とする被害者等のために、専門家（臨床心理士、精神科医等）によるカウンセリング等を随時に行い、被害の回復と軽減を図る。
- (2) 専門家によるカウンセリングの結果、医療的処置が必要と判断された場合には専門医療機関等を紹介するなど、関係機関等との連携を強化し被害者等の被害の回復に努める。

5 経済的・精神的被害回復についての法的救済措置並びに二次的被害に対する対応及び軽減にかかる支援事業

- (1) 経済的・精神的被害回復のために法的救済が必要な被害者等に対しては弁護士、司法書士等による電話・面接等の方法により、被害者等への法的な支援活動を行う。
当センターが法テラスの指定相談場所になっているので、財力(資力)が一定基準に満たない相談者の法律相談等に要する費用は、弁護士費用も無料で相談できる「日本弁護士連合会委託法律援助制度」及び日本司法支援センター(法テラス)の「民事法律扶助制度」を利用し経済的負担を軽減する。
- (2) マスコミの報道・取材等による二次被害を訴える被害者等に対し、要望に応じた直接的支援を行い、精神的被害の軽減を図る。

6 被害者自助グループへの支援事業

- (1) 被害者自助グループの組織化を図るため、必要な情報を提供する。
- (2) 必要に応じて当センター会議室を交流の場として提供する。
- (3) 自助グループの交流会の開催について、要望に応じて広報する。
- (4) 性被害、交通事故被害等被害内容別の自助グループの育成を図る。

7 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業

- (1) 犯罪被害者等早期援助団体として、万全な情報管理の下に、警察との情報交換を行い、犯罪発生直後の早い段階から被害者のニーズに添った支援を実施する。
- (2) 被害者支援に携わる国・県・県警・関係機関及び市町村と連携を密にし「高知県被害者支援連絡協力会」及び「犯罪被害者支援関係機関連絡協議会」会員として定例会・分科会に出席し関係機関・団体等との情報交換等を行い連携の強化を図る。
- (3) 高知県犯罪被害者等支援条例の制定に向けて、民間支援団体として支援の充実を図る。
- (4) 県・法テラス高知と連携し、安芸市及び四万十市での出張(法律無料)相談事業の

充実を図る。

◎ 定例(無料法律)相談日 毎月1回(安芸市、四万十市にて)開催

- (5) 公益社団法人全国被害者支援ネットワークの加盟団体として、全国の被害者支援団体との連携を図る。
- (6) 関係機関・団体等から講師の派遣要請があった場合は積極的に対応し、被害者支援意識の高揚を図る。
- (7) 『性暴力被害者サポートセンターこうち』の連携型支援体制を構築するため、高知県、高知県警、高知県産婦人科医会及び医療機関（協力病院）との連携を強化する。
- (8) 市町村との連携をとりながら地域で安全な生活ができるよう長期的な支援を目指す。

8 被害者等の実態に関する調査及び研究事業

- (1) 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク主催の各種研修会・フォーラム等に参加して、先進的な被害者支援活動を実践している被害者支援センターとの交流を図り、当センターの活動に反映させる。
- (2) 被害者支援関係刊行物での研究や事例検討会等で研修したことを、被害者の心理・現状等についての分析に生かし、被害者支援に役立たせる。

9 事業に従事する者の募集並びに養成及び研修事業

- (1) 支援員養成講座等を実施して、被害者支援活動に携わる支援員の養成・確保に努める。

養成講座(基礎講座) 15講座

性暴力被害者支援のための講座(専門講座) 10講座

- (2) 犯罪被害相談員及び支援員の育成・資質の向上(スキルアップ)に努める。
 - ① 弁護士等を講師に招き、支援員の「継続研修会」を実施するとともに公益社団法人全国被害者支援ネットワーク等が主催する各種研修会に参加することにより、支援員のスキルアップに努める。
 - ② 定期的な支援員研修会、弁護士等との「事案検討会」を開催することにより支援員の技術向上に努める。
 - ③ 臨床心理士等のスーパーバイザーによる指導助言を行うなど、支援員のメンタルケアを行う。
 - ④ 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク主催の各種研修会・フォーラム等に参加して、先進的な被害者支援活動を実践している被害者支援センターとの交流を図り、当センターの活動に反映させる。
 - ⑤ 被害者支援関係刊行物での研究や「継続研修会」・「事案検討会」等で研修したことを、被害者の心理・現状等についての分析に生かし、被害者支援に役立たせる。

10 被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動事業

- (1) 県民の被害者支援意識の高揚を図るため、被害者支援の講演会等を開催する。
- (2) 中・高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」（被害者の家族(遺族)による講演会)を開催する。(県警との共催事業)
- (3) 当センター支援員による小学校の高学年～中・高校生を対象とした「いのちの出前授業」を開催する。
- (4) 犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）中に街頭キャンペーン、募金活動等、各種行事を積極的に実施する。
特に「犯罪被害者等早期援助団体」としての活動内容等の広報啓発活動を実施する。
- (5) 当センターの活動状況等をまとめた機関紙「ぬくいTOSA」を作成して会員や関係機関等に配布し、当センターの活動の周知を図る。
- (6) 当センターホームページ (<http://www.shiencenter-kochi.or.jp/>) に『被害者支援の重要性』『当センターの活動』『各種行事予定』等を随時掲載し、広報啓発を行うとともに行事等への参加を呼びかける。
- (7) 被害者支援にかかる広報啓発のポスター・チラシをタイムリーに作成配布するとともに、リーフレット等により当センター活動内容と会員募集、寄付の依頼、支援員の募集等について広報を行い当センターの活動内容等の広報・啓発に繋げる。
- (8) 被害者支援自動販売機の設置拡大により、広報活動に努める。
- (9) テレビ・新聞等広報媒体を利用した広報活動を行う。
- (10) 関係機関が開催する各種会合等に積極的に参加し、被害者支援の重要性等について広報する。
- (11) 学校や教育委員会等の教育現場、県・市町村等の行政機関・企業等に被害者及び被害者遺族を講師として招聘又は当センター犯罪被害相談員等を派遣して、被害者の現状と心情等についての講話や人権啓発セミナー等によって被害者支援の必要性を訴えるとともに、犯罪被害のない社会を築くための啓発に努める。

11 前各号に掲げるものの他、定款第3条の目的を達成するために必要な事業

ファンドレイジング活動を強化し、会員(正・賛助会員)の拡大、寄付金の依頼、被害者支援自動販売機の設置促進等によって安定した財源づくりに努める。